

綴書類

指取
定扱

編綴關 係 132101
 保期機期機種
 3 20 永
 發付迄 完結迄
 () ()
 永
 水

昭和四年七月十一日起案

起案者捺印

昭和四年七月十日

發付後

發付後起案者捺印

生務局部
取扱者捺印

(主務) 軍需局長

副官

大臣

関次官

書記官

第一課長

局部	受月日	發月日	官房	軍務	人事	教育	軍需	醫務	經理	建築	法務	艦政	軍令

指
 軍需局長
 五五回艦艇
 海軍工機
 學子校

指令案

昭和四年七月十八日 大臣

官房

1802

眞器貸與ノ件ニ認許ス

片

身

(3)

昭和四・五・村松納

海軍 4.7.15 受 351	第二驅 隊司令部 官房愛	官(部) 七月拾五日	要	自昭和四年七月五日 間至同 七月五日 現使用中ノモノハ工廠 ノ斯クテハ電路試 ス	終
--------------------------	--------------------	---------------	---	------------------------------------------------------	---

昭和四年七月八日

横須賀海軍軍需部

横須賀海軍軍需部

九五組

1805

9081

御指左可也
隠行

軍需局

七月去

機密第五第

四〇五〇四 副官

工校機密第三〇號

一五

昭和四年七月五日

經理部長

海軍工機學校長

横須賀海軍工需部長殿七月十日進達

日曜日

兵器貸與請求書件(海軍工機學校長より)

品名

現定数

常用補用

現供用数

増減(入)ノ数

所要数

須知種類照澄基

〇

〇

一

〇

〇

一

現供用中(二)

目下貸與中

前記兵器(昭和三年三月官房機密第七九〇號)ヲ以テ貸與中

一處練習生教授用ト引續キ左記期間貸與ヲ要ス

期間

自昭和四年六月二十日
至全昭和五年六月十九日

(終)

海

軍

需庫 A.7.15

47.10

35